

○ 税理士による所得税(復興特別所得税)及び個人消費税の無料申告相談のご案内

期 間	会 場	所 在 地	時 間
2月5日(木)～2月6日(金)	市原市 五井会館	市原市五井中央西2-3-13	午前9時～午後3時
2月16日(月)～2月25日(水) (土、日及び祝日を除きます。)	市原市役所	市原市国分寺台中央1-1-1	事前申込制

«対象となる方»

- 1 市原市にお住まいの方
- 2 給与所得または、年金所得、若しくはその両方がある方
- 3 《五井会館会場のみ》事業所得、不動産所得または雑所得を有する方のうち、令和6年分の所得金額(専従者控除前または青色専従者給与及び青色申告特別控除前)が300万円以下の方
- 4 《五井会館会場のみ》令和7年1月1日以降に開始する課税期間の基準期間の売上高が3,000万円以下の消費税課税事業者で、かつ上記3に該当する者

«対象とならない方»

- 1 相談内容が複雑な方(土地、建物及び株式などの譲渡所得がある方並びに住宅借入金等特別控除を初めて受ける方など)
- 2 贈与税・相続税に関する相談のある方

«入場整理券を当日配付します!»(市原市五井会館会場)

- 五井会館会場では、混雑回避のため、「**入場整理券**」を当日配付します。
- 入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 会館の営業時間前(8:30より前)の来館はご遠慮ください。

«オンライン又は電話による事前予約をお願いします»(市原市役所会場)

- 市原市役所会場では、混雑回避のため、オンライン又は電話による事前申込を受け付けます。「入場整理券」の当日配付はありませんので、必ず事前申込をご利用ください。

«お持ちいただきたいもの»

- ① マイナンバーカード
 - ② マイナンバーカードのパスワード(2つとも必要です)
 - ・ 利用者証明用電子証明書(数字4桁)
 - ・ 署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)
 - ③ スマートフォン又はタブレット
 - ④ 前年の申告書等の控や源泉徴収票などの申告相談に必要な書類
 - ⑤ e-Taxの利用者識別番号(半角数字16桁)をお持ちの方は、利用者識別番号と暗証番号のわかる書類
 - ⑥ 筆記具、計算器具
- ※ マイナンバーカードをお持ちでない場合は、次の書類をお持ちください。
- ・ 運転免許証や公的医療保険の被保険者証等の身元確認書類
 - ・ 通知カードやマイナンバーの記載がある住民票の写し等のマイナンバーが分かる書類

«留意事項»

- 「医療費控除」を受けられる方は、あらかじめ「医療費控除の明細書」を作成の上、ご来場ください。
- 個人消費税の申告相談を希望される方は、消費税率ごとに区分した帳簿等をご持参ください。
- お昼休みの時間帯(12時～13時)は、相談を行いません。
- 申告書等の提出のみの場合は、下記宛先に郵送で提出いただくか、千葉南税務署に直接お持ちください。
【宛先】〒262-8507 千葉市花見川区武石町1-520 東京国税局業務センター千葉西分室(千葉南税務署)